



TEL 082-227-3331 FAX 082-227-3453 〒730-0005 広島市中区西白島町 17-18

労働保険事務組合 鯉城経営者協会

ホームページ <http://www.yoshidaroumu.com> E-mail yr@yoshidaroumu.com

新年ご挨拶

明けましておめでとうございます。

昨年は厳島神社の世界遺産登録20周年で多くの観光客の方が広島を訪れ、5月にアメリカ大統領として初めてオバマ大統領が来広、9月にはカープが25年ぶりのセリーグ優勝とまさに「神ってる」広島でしたが、全国的にみると熊本大地震、長雨による天候不順など不安な事もありました。今年が皆様にとって良い年になることをお祈りいたします。

昨年気になる裁判の判決が東京地裁で出ました。「60才以上の従業員にこれまでと同じ仕事をさせて、給料は減額する」ことに対し、「同一労働同一賃金の観点から違法」という判断が下されました。これに対し、使用者側が高等裁判所に控訴したところ「60才からの賃金減額は世の中に受け入れられ、通例となっている」という理由で「違法ではない」という逆転判決が11月に出ています。

労働者側はこれを不服として最高裁に上告するようですが、各企業とも60才以上の従業員の再雇用には苦慮し、いろいろな形で対応されており、今後最高裁での判断に注目したいと思います。

若年労働者の減少により高年齢者の労働が重要になり増加している今、その処遇に対しては、安易に賃下げをするのではなく、仕事の責任、内容、権限などを考慮のうえ軽易なものにして、賃金を変更するなど慎重な対応が求められていると思います。

吉田労務管理センターは今年1月より社会保険労務士法人として新たに出発いたしました。

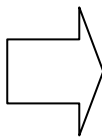
今後とも相変わらずお客様のお役に立てるよう一層の努力をしてみたいと思います。何卒よろしくお願ひします。

所長 吉田雅一

改正育児・介護休業法（平成29年1月1日施行）

（1）介護休業の分割取得

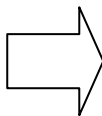
介護休業について、介護を必要とする家族（対象家族）1人につき、通算93日まで原則1回に限り取得可能



対象家族1人につき通算93日まで、3回を上限として、介護休業を分割して取得可能

（2）介護休暇の取得単位の柔軟化

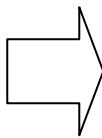
介護休暇について1日単位での取得



半日（所定労働時間の2分の1）単位での取得が可能

（3）介護のための所定労働時間の短縮措置等

介護のための所定労働時間の短縮措置（選択的措置義務）について、介護休業と通算して93日の範囲内で取得可能



介護休業とは別に、利用開始から3年の間で2回以上の利用が可能

(4) 介護のための所定外労働の制限（残業の免除）

なし

介護のための所定外労働の制限（残業の免除）について、対象家族1人につき、介護終了まで利用できる所定外労働の制限を新設

(5) 有期契約労働者の育児休業の取得要件の緩和

有期契約労働者の方については、以下の要件を満たす場合に育休の取得が可能

- ① 申出時点で過去1年以上継続して雇用されていること
- ② 子が1歳になった後も雇用継続の見込みがあること
- ③ 子が2歳になるまでの間に雇用契約が更新されないことが明らかである者を除く

以下の要件に緩和

- ① 申出時点で過去1年以上継続して雇用されていること
- ② 子が1歳6ヶ月になるまでの間に雇用契約がなくなることが明らかでないこと

(6) 子の看護休暇の取得単位の柔軟化

子の看護休暇について1日単位での取得

半日（所定労働時間の2分の1）単位での取得が可能

(7) 育児休業等の対象となる子の範囲

育児休業などが取得できる対象は、法律上の親子関係がある実子・養子

特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子等も新たに対象

(8) いわゆるマタハラ・パタハラなどの防止措置の新設

事業主による妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱いは禁止

●左記に加え、上司・同僚からの、妊娠・出産、育児休業、介護休業等を理由とする嫌がらせ等（いわゆるマタハラ・パタハラなど）を防止する措置を講じることが事業主へ新たに義務付け。

●派遣労働者の派遣先にも以下を適用。

- ・ 育児休業等の取得等を理由とする不利益取扱いの禁止
- ・ 妊娠・出産、育児休業、介護休業等を理由とする嫌がらせ等の防止措置の義務づけ